

## 静岡徳洲会病院 院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル

静岡徳洲会病院（以下、当院）では、厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号 平成 22 年 4 月 30 日付）「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、事前に合意したプロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実・処方医師の負担軽減を図る目的で、当院発行の院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコルを運用します。

### 1. 原則

- ・疑義が生じた場合やプロトコルに該当しない場合には、必ず疑義照会する。
- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、処方薬を後発品に変更できない。
- ・処方内に医師のコメントがある場合は、そのコメントを優先する。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。
- ・安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・患者さまに十分説明（服用方法、安定性、特に価格等）し同意を得ること。
- ・麻薬および覚せい剤原料、抗悪性腫瘍薬は本プロトコルの対象外とする。

### 2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更した場合は、プロトコルに基づく変更報告書に変更内容と疑義照会不要項目番号を記載し FAX にて薬剤部に連絡してください。（FAX 番号：054-268-6636）ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、および後発医薬品の変更報告書の連絡は不要です。（お薬手帳等での情報提供を徹底してください。）

### 3. 保険薬局との合意

- ①締結を要望する保険薬局が、当院 HP 上に掲載されているプロトコルの内容を確認する。
  - ②確認後、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル合意書」（以下、合意書）をダウンロードし、必要事項（乙の部分）を記載する。
  - ③同じものを 2 部作成（保険薬局保管用と当院保管用）し、返信用封筒とともに当院薬剤部宛に郵送する。
- 静岡徳洲会病院 薬剤部：〒421-0193 静岡市駿河区下川原南 11-1
- ④当院薬剤部にて運用開始日及び登録番号を記入後、1 部を保険薬局に返送する。
- ※登録番号は変更報告書を提出する際に記載
- ⑤合意書に記載された運用開始日よりプロトコルの使用が可能となる。
  - ⑥プロトコルを改訂した場合、合意済みの施設においては改訂版のプロトコルを適用することとし、その際、合意書による再合意は不要とする。

注）プロトコル内容の変更、当院および保険薬局代表者の変更に伴う新たな合意書の締結は行わない。

#### 【本プロトコルに関する問い合わせ先】

静岡徳洲会病院薬剤部 TEL054-256-8008（代表）平日 8 時 30 分～17 時 00 分

#### 4. 疑義照会不要項目

##### ①成分が同一の銘柄変更

先発品→先発品、後発品→先発品も可

##### ②剤形の変更

用法用量が変わらないものを認める

(例) 普通錠→OD錠

(例) 散剤→錠剤

(例) 細粒→末

外用剤の基剤の変更は認めない

クリーム→軟膏、軟膏→クリームなどは不可

##### ③湿布・軟膏の規格変更

総量と同じである場合

(例) 湿布 7枚入り5袋→5枚入り7袋

(例) 軟膏 5g2本→10g1本

##### ④別規格がある場合の処方規格の変更

安定性、利便性の向上につながるもの

(例) 5mg錠2錠→10mg錠1錠

(例) 10mg錠0.5錠→5mg錠1錠

##### ⑤一包化調剤

一包化指示がないものを一包化する場合

患者や家族などの希望があつて、服薬アドヒアランス向上の目的に限る

安定性には十分配慮すること

一包化の指示があるものを一包化しない場合

患者や家族などの希望があつて、服薬アドヒアランス維持可能な場合に限る

##### ⑥ドンペリドン、メトクロプラミドの食後投与

食前への変更を可とする

ただし食後の服用も可能である旨を指導すること

##### ⑦ビスホスホネート製剤やDPP-4阻害薬の週1回および月1回製剤の処方日数

連日投与の指示があつた場合、添付文書記載のインターバルにする

他剤の処方日数に合わせる

##### ⑧隔日投与、週3回投与などの指示のある薬剤の処方日数

患者さまに指示の確認が取れた場合に限る

他剤の処方日数に合わせる

